

大和高田市ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この告示は、安心安全で住みよい明るいまちづくりを目指し、自治会等が行うＬＥＤ防犯灯の設置に要する経費の全部又は一部に充てるため予算の範囲内で大和高田市ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１） 自治会等 一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された住民自治組織又は認可地縁団体（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条の２第７項の認可地縁団体をいう。）をいう。
- （２） 防犯灯 主として夜間における犯罪の防止を図るために自治会等が設置及び維持管理する市道その他の道路等に設置する照明灯をいう。
- （３） ＬＥＤ防犯灯 防犯灯のうち、光源に消費電力の少ない発光ダイオードを使用したもの又は同等以上の性能を有すると認められる照明灯をいう。
- （４） 灯具設置用照明柱 ＬＥＤ防犯灯を設置するための鋼管柱、コンクリート柱、木柱等の独立柱をいう。

（補助対象事業）

第３条 補助金の対象となる事業は、自治会等が行う次に掲げる事業とする。ただし、国、県又はこの告示によらない他の補助制度の適用を受けている場合にあっては、補助金の対象としない。

- （１） 防犯灯が設置されていない場所に新たにＬＥＤ防犯灯を設置する事業（次号に掲げる事業のうち撤去する防犯灯が設置されている壁面から半径５メートルを超える場所に新たにＬＥＤ防犯灯を設置する事業を含む。）
- （２） 補助金の交付を受けずに設置した防犯灯を撤去し、新たにＬＥＤ防犯灯を設置する事業（前号に掲げる事業に含まれるものを除く。）
- （３） 第１号に規定する事業に附帯して灯具設置用照明柱を新設する事業

（補助対象経費）

第４条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- （１） ＬＥＤ防犯灯機器本体及び附属部材に係る経費

(2) 灯具設置用照明柱本体及び附属部材に係る経費

(3) 設置工事に係る費用（既設の防犯灯を撤去するための経費を含む。）

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、補助の対象となる経費の総額が当該各号に定める額に満たないときは、当該補助の対象となる経費の総額を補助金の額とする。

(1) 第3条第1号に掲げる事業 LED防犯灯1基につき20,000円

(2) 第3条第2号に掲げる事業 LED防犯灯1基につき15,000円

(3) 第3条第3号に掲げる事業に要する経費 照明柱1本につき30,000円

2 前項ただし書の規定により補助金の額を決定する場合において、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、LED防犯灯設置事業補助金事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(1) LED照明灯を設置する位置を明示した地図

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付申請）

第7条 申請者は、LED防犯灯設置事業補助金申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、事業を着手するまでに市長に提出しなければならない。

(1) 大和高田市LED防犯灯設置事業事前協議書の写し

(2) 見積書の写し

(3) LED照明灯を設置する位置を明示した地図

(4) 灯具詳細表（様式第3号）

(5) 設置するLED防犯灯に係るカタログの写しその他形状等が分かる書類

(6) 土地管理者の承諾書の写し（灯具設置用照明柱を設置する場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により、速やかに補助金を交付するかどうかを決定するものとする。この場合において、補助金を交付する決定をしたときはLED防犯灯設置事

業補助金交付決定通知書（様式第４号）により、補助金を交付しない決定をしたときは
ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知する
ものとする。

- ２ 市長は、補助金の交付の決定に際し、補助事業の適正な執行のため必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（変更等の承認）

第９条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちにＬＥＤ防犯灯設置事業補助金変更承認申請書（様式第６号。以下「変更承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- ２ 市長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、当該変更等の可否を決定したときは、ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第７号）により事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１０条 事業者は、補助事業が完了したとき（前条第２項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）又は当該補助事業に係る交付の決定があった日の属する会計年度が終了したときは、速やかに補助事業完了報告書（様式第８号。以下「報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１） 領収書、振込明細書その他支払の事実が分かるものの写し

（２） 補助事業着手前及び完了後の状況写真

（３） 電気事業者への電気契約手続に係る書類の写し又は電気事業者が発行する電気受給内容証明書

（４） 前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第１１条 市長は、前条に規定する報告書及び添付書類の提出を受けたときは、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金確定通知書（様式第９号）により事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた事業者が補助金の交付を受けようとするときは、LED防犯灯設置事業補助金交付請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- （2） 詐欺その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該事業者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補則）

第 15 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

年 月 日

L E D 防犯灯設置事業補助金事前協議書

大和高田市長 様

届出者 団 体 名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名

印

電 話 番 号

L E D 防犯灯設置事業補助金の交付を受けたいので、大和高田市 L E D 防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり協議します。

1. 概要

設置区分	要 望	協議結果（市役所記入欄）
L E D 防犯灯設置	基	() 基
照明柱の設置	本	() 本

2. 添付書類

- ☐ L E D 照明灯を設置する位置を明示した地図
- ☐ その他市長が必要と認める書類

受 付 欄

様式第 2 号（第 7 条関係）

年 月 日

L E D 防犯灯設置事業補助金申請書

大和高田市長 様

申請者 団 体 名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名

印

電 話 番 号

L E D 防犯灯設置事業補助金の交付を受けたいので、大和高田市 L E D 防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 設置件数

設置区分	設置件数
L E D 防犯灯設置	基
照明柱の設置	本

2. 事前協議書受付番号

番

3. 添付書類

- ☐ L E D 防犯灯設置事業補助金事前協議書の写し
- ☐ 見積書の写し
- ☐ L E D 照明灯を設置する位置を明示した地図
- ☐ 灯具詳細表
- ☐ 設置する L E D 防犯灯に係るカタログの写しその他形状等が分かる書類
- ☐ 土地管理者の承諾書の写し（灯具設置用照明柱を設置する場合に限る。）
- ☐ その他市長が必要と認める書類

様式第 3 号（第 7 条関係）

灯具詳細表

No.	設置場所	設置 L E D 灯具	設置箇所
1	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
2	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
3	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
4	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
5	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
6	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
7	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
8	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
9	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無
10	大和高田市 番地 先	メーカー： 品番：	電力柱（番号 ） 電話柱（番号 ） その他（ ） 照明柱設置 有・無

第 号
年 月 日

様

大和高田市市長 印

ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金について
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付決定額

金 円

2. 交付の条件

3. その他

- ・大和高田市ＬＥＤ防犯灯設置事業補助金交付要綱を遵守すること。
- ・申請内容に変更が生じる場合は、速やかにＬＥＤ防犯灯設置事業補助金変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けること。
- ・事業完了後は、速やかにＬＥＤ防犯灯設置事業完了報告書により実績報告を行うこと。

様式第 5 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

L E D 防犯灯設置事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、L E D 防犯灯設置事業補助金について
下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

不交付決定理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

年 月 日

L E D 防犯灯設置事業補助金変更承認申請書

大和高田市長 様

事業者 団 体 名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名

印

電 話 番 号

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた L E D 補助事業を下記
のとおり変更したいので、大和高田市 L E D 防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により
申請します。

記

変更等の内容

様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

LED防犯灯設置事業補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、LED防犯灯設置事業補助金変更承認
について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 変更等の承認

承認 ・ 不承認

2. 不承認の場合の理由

年 月 日

補助事業完了報告書

大和高田市長 様

事業者 団 体 名
代表者住所 〒
大和高田市
代表者氏名 印
電 話 番 号

年 月 日付け第 号で交付決定のあった補助事業が完了しましたので、大和高田市LED防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額

金 円

2. 事業完了日

年 月 日

3. 添付書類

- ☐ 領収書、振込明細書その他支払いの事実が分かるものの写し
- ☐ 補助事業着手前及び完了後の状況写真
- ☐ 電気事業者への電気契約手続に係る書類の写し又は電気事業者が発行する電気受給内容証明書
- ☐ その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

大和高田市長 印

LED防犯灯設置事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了の報告のあった補助事業について、補助金額を下
記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金確定額

金 円

年 月 日

L E D 防犯灯設置事業補助金交付請求書

大和高田市長 様

事業者 団 体 名

代表者住所 〒

大和高田市

代表者氏名

印

電 話 番 号

大和高田市 L E D 防犯灯設置事業補助金交付要綱の規定により、下記のとおり補助金を
請求します。

記

1. 補助金交付請求額

金 円

2. 補助金振込口座

金融機関	金融機関名						支店等				
	金融機関コード						支店コード				
フリガナ											
口座名義											
預金種別	普 通 当 座	口座番号									